

秋田市立桜小学校いじめ防止基本方針

1. いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、子どもが一定の人間関係にある者から、心理的または物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けることにより、精神的または肉体的な苦痛を感じることをいいます。

(2) 基本的な考え方

いじめは、全ての子どもに関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するもので、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るために、いじめについて次のように理解することが重要です。

- いじめは、卑怯な行為であり、絶対に許されないこと。
- いじめは、不法行為であり、刑事罰が課せられる場合や損害賠償責任が発生する場合もあり得る行為であること。
- いじめは、どの子どもにも、また、場所を問わず起こりうるものであること。
- いじめは、見ようとしなければ見えないこと。
- いじめは、加害も被害も両方経験する場合があるということ。
- いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子どもや見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団にかかわる問題であること。
- いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決しないこと。

本校では、このような理解に立って、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を含め、いじめの未然防止に努めます。

また、日頃から子どもの人間関係を把握し、些細な変化やわずかな兆候を見逃すことなく、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際は、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添い、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活をおくることができるよう支援に努めます。

2. いじめの未然防止のための取組

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるという事実をふまえ、子どもの尊厳が守られ、子どもをいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員で取り組みます。

未然防止の基本となるのは、子どもが、周囲の友達や教職員と信頼できる関係の中、安心して学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことです。

そのため、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。また、子ども一人一人の規範意識を高めるべく、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、子どもが自分の進歩や成長を実感でき、子ども一人一人が活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組みます。

(1) 体験活動の充実

○自分と友達との違いやそれぞれのよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、運動会、学習発表会、宿泊体験学習や修学旅行等の行事の充実を図ります。

○子ども一人一人の年齢や発達段階に応じて集団の一員としての自覚が育まれ、子どもが自己有用感を感じることができるよう、学級内での係活動や児童会活動の充実を図ります。

(2) 家庭や地域と連携した道徳教育の充実

○道徳の授業を、PTA授業参観やみんなの登校日等の事業の際に保護者や地域の方に公開したり、学習内容を学年通信でお知らせしたりして情報の提供に努めます。

○PTAの学級懇談や地域の連絡協議会等で、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校・保護者・地域が担うべき役割について共通理解を図っていきます。

○外部の専門家を招いた講演会等を実施します。

(3) 「分かる・できる授業」づくりの推進

○子ども一人一人が、満足感や達成感を味わうことができるよう、すべての子どもが活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導、進歩や成長を実感できる振り返りなど、「分かる・できる授業」づくりを進めます。

(4) 道徳の時間・学級活動等における「いじめ問題」についての議論の取組

○子どもたち自身がいじめを身近なこととして捉え、自分の行動と照らし合わせて考えることができるよう、道徳の時間や学級活動において、いじめ問題について話し合う場を設定します。

○子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう、児童会で、いじめ対策のスローガンを考え、全校に呼び掛ける活動等について支援します。

(5) 情報モラル指導の充実

- インターネットを安全に利用するため、学校や家庭における留意事項について、学年便りや学年・学級懇談の際の資料等を通じて周知を図ります。
- LINE等によるネットトラブルの未然防止に向けた協議会によるネット利用に関する指導資料を基に、PTAへの啓発に努めます。

3. いじめの早期発見のための取組

いじめは大人の目に付きにくい場で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いものです。

日頃から教職員は子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教職員による観察等を通し、些細な変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。

(1) 生活アンケートの実施

- 子どもの実態を認知するため、年3回（6月・11月・2月）、生活アンケートを実施し（5年間保存）、それをもとに子どもとの面談を行います。また、必要に応じて「ソシオメトリー調査」や「QUアンケート」を実施して、子ども同士の人間関係のトラブルやストレスに敏感に目を向けます。

◇いじめの認知にあたっては、次のような事案にも気を配り、子どもの感じる被害性等、事実確認を行います。

- ①けんかやふざけ合っている場合。
- ②好意から始まっても、意図せずに相手に苦痛を感じさせている場合。
- ③いじめられている状況が認められても、本人が否定する場合。
- ④インターネット上に悪口を書かれていることに本人が気が付いていない場合。

(2) 交換授業やTTを活用した複数教職員での見取り

- 子どもの些細な兆候を見逃さないため、交換授業やチームティーチングを積極的に活用し、複数の教職員目で子どもを見取るようにします。

(3) 相談窓口の周知

- 学級担任以外に、学年主任、教頭、生徒指導主事、養護教諭が子どもや保護者の相談窓口となります。

(4) 「桜小学校いじめ対策委員会」での情報共有

- 子どもの些細な変化や子どもからの訴えを学級担任等が抱え込むことなく、管理職に報告・相談するとともに、「桜小学校いじめ対策委員会」において、その情報を共有します。
- 定期的に「子どもを語る会」を開催し、全校職員での情報共有を図ります。

4. いじめへの組織的対応

いじめに関する情報が教職員に寄せられた時は、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、その情報を「桜小学校いじめ対策委員会」に報告します。いじめに対しては学級担任が一人で抱え込むことなく、組織的に対応します。対応に当たっては支援チームをつくり、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添い、いじめた子どもに対しては毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた子どもといじめを受けた子ども双方の保護者に指導内容等適切に情報を提供し、協力して解決を図ります。

(1) 対応策の検討と役割分担

- 「桜小学校いじめ対策委員会」で、どの教職員がどの子どもの対応をするかなど役割分担を決定します。その際、現在の学年部にこだわることなく、特にいじめを受けた子どもの心のケアを最優先すべく人的配置を検討します。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- いじめを受けた子ども、いじめた子どもの双方から聞き取った内容を記録した上で事実関係を明らかにし、また、周囲の友達からも話を聞き、状況を正確に把握します。
- いじめを受けた子どもとその保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- いじめた子どもに対する毅然とした指導を通し、心からの反省を促します。

(3) 広域カウンセラー、関係機関との連携・調整

- 状況に応じて、広域カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- 状況に応じて、関係機関（警察署、法務局、教育委員会等）と連携を図ります。
- 犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらうことなく警察との連携を図ります。

(4) 保護者との連携

- いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るように努めます。また、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。
- いじめを受けた子ども、いじめた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送ることができるようになるまで支援を継続して行います。

(5) 事後の対応の継続と再発防止

- いじめが解消している状態となっても、いじめの再発の可能性があり得ることを踏まえ、いじめを受けた子ども、いじめた子どもについて日常的に注意深く観察します。

(6) 重大事態への対処

- 子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。
- 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議し

ます。

5. いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員に加え、外部専門家等の参加を得て、いじめ防止等の対策のための組織を設置します。

- 管理職・教務主任・研究主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・学級担任、広域カウンセラー、いじめ防止対策委員（3名、PTA会長含む）により、場合によっては「桜小学校いじめ対策委員会」を組織します。
- 本委員会において、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。
- 日常の取組については、上記教職員に、必要に応じて広域カウンセラーを加えて、情報の共有や対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。
- 「いじめ対策委員会」の下に、「学年部会」「生徒指導委員会」を位置づけ、子どもの実態を横と縦のつながりから把握できるよう情報交換を月1回程度行います。

6. いじめ防止に向けた保護者と地域の連携

本校のいじめ防止に向けての取組について、校報やPTA懇談会等を通じて説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について広くお知らせします。

(1) 学年・学級PTA懇談会における説明・協議

- 学年・学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ協議を行います。

(2) 生徒指導だよりによる情報発信

- 学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供するとともに、保護者と共に考えるようにします。

(3) ホームページの活用

- 学校の取組を随時更新し、子どもの活動を紹介します。

(4) 相談窓口、相談機関の周知

- 学校以外の相談窓口や救済制度等について紹介します。

7. 年間計画(PDCA)

	低学年 (1・2年生)	中学年 (3・4年生)	高学年 (5・6年生)	委員会
4月	入学式 学 年 P T A			いじめ対策委員会 PLAN
5月	子どもを語る会 スポーツフェスタ			いじめ対策委員会 DO
6月	校外学習	校外学習	5年体験学習 6年修学旅行 QUアンケート(5年)	※いじめ対策委員会 学校生活アンケート① CHECK アンケートをもとにした個人面談 ACTION みんなの登校日
7月	1・2年PTA	3・4年PTA	5・6年PTA	いじめ対策委員会 生活アンケート分析 個人面談 ACTION
8月	研修会(いじめ関連)			いじめ対策委員会 PLAN
9月				いじめ対策委員会
10月	学習発表会 演目企画・練習を 中心とした集団づくり DO			いじめ対策委員会
11月	学校生活アンケート② CHECK アンケートをもとにした個人面談 ACTION			いじめ対策委員会 生活アンケート分析
12月	1・2年PTA	3・4年PTA	5・6年PTA	いじめ対策委員会
1月	学校生活アンケート③ CHECK アンケートをもとにした個人面談 ACTION			いじめ対策委員会 生活アンケート分析
2月	1・2年PTA	3・4年PTA	5・6年PTA	※いじめ対策委員会
3月			卒業式	いじめ対策委員会

※いじめ対策委員会…外部専門家等が参加する会